

[事務分掌からの索引]

部	班	事務分掌	活動手順の頁
企画振興部	部内各班共通	1) 企画振興部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) リ災者の収容および収容施設の供与 3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	—
	企画班	1) 法令の規定に基づいて作成する諸計画と地域防災計画との調整	—
		2) 復興計画の策定	4-4-1
	秘書班	1) 本部長および副本部長の秘書業務および特命	—
		2) 政府、国会、県、他市町村等の外来者（議会関係の外来者を除く。）の災害地視察	—
		3) 各種陳情（議会関係を除く。）	—
		4) リ災地の慰問見舞い	—
		5) 危機管理班実施事項の応援	—
	まちづくり推進班	1) 自治会等からの被害状況等報告	3-2-2
		2) 市民からの問合せに対する総合的な窓口	3-2-10, 3-3-67, 4-1-1
		3) 市民交流センター(旧東山児童館を含む。)の災害対策	3-2-2
	情報政策班	1) コンピュータシステムの保守および復旧	—
	広報戦略班	1) 災害関係の広報活動および報道機関との連絡調整	3-1-1, 3-1-5, 3-1-9, 3-1-15, 3-1-18, 3-1-22, 3-1-25, 3-1-30, 3-1, 33, 3-1-35, 3-2-7, 3-3-1, 3-3-57, 3-3-64, 3-3-66, 3-3-67, 3-3-69, 3-3-72, 4-4-1, 4-4-3
総務部	部内各班共通	1) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		2) 人権・福祉交流会館との連絡調整	3-2-2
		3) 外国人の災害対策	—
	人権政策班	1) 人権・福祉交流会館の災害対策	3-2-2
	人権・福祉交流会館班	1) 人権・福祉交流会館の災害対策	3-2-2
	危機管理班	1) 総務部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) リ災者の収容および収容施設の供与	—
		1) 防災および救助業務の総合計画	—
		2) 各種情報の収集および気象警報の伝達	3-1-1, 3-1-5, 3-1-9, 3-1-15, 3-1-18, 3-1-22, 3-1-25, 3-1-30, 3-1, 33, 3-1-35, 3-2-1
		3) 災害対策本部員の招集	3-1-9, 3-1-18, 3-1-28, 3-1-35
		4) 機動隊および地震時の緊急初動対策チームの編成	3-1-18
		5) 災害対策本部長の命令の伝達	3-1-9, 3-1-18, 3-1-28, 3-1-35, 3-2-1
		6) 記録の編成保存	3-2-22
		7) 市および県の防災行政無線の運用	3-2-1
		8) 被害状況調査の総合計画および取りまとめ	3-2-2
		9) 被害状況の受理および災害調査報告	3-2-2
		10) 災害関係文書物品の受付、配布および発送	—
		11) 広域応援要請（庁内調整を除く）	3-2-22
		12) 自衛隊の派遣要請	3-2-22
		13) 他の機関および団体ならびに各部および各班の連絡調整	3-1-9, 3-1-18, 3-1-28, 3-1-35, 3-2-1

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		14) 避難指示等の発令	3-3-1
		15) 帰宅困難者の受入れ準備等	3-3-12
		16) 緊急輸送手段の確保	3-2-11
		17) 緊急輸送の実施	3-2-16
		18) 市域外における災害支援実施の調整および総括	3-2-25
		19) 他の所管に属しないこと	—
	総務班	1) 危機管理班実施事項の応援	—
	公有財産 管理班	1) 市有財産の災害対策	3-2-2, 3-3-35
		2) 緊急通行車両の手続	3-2-14, 3-2-16
		3) 市有車両および施設に係る燃料の供給	3-2-14, 3-2-16, 3-4-22
		4) 危機管理班実施事項の応援	—
	財政班	1) 緊急予算の編成および資金の調達	3-2-19, 4-3-1
		2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	—
	税務班	1) 固定資産等の被害調査報告	3-2-2, 4-1-2
		2) リ災証明発行に係る家屋被害認定業務の実施および被災者台帳の作成	4-1-2
		3) 世帯別被害調査の実施	4-1-2
		4) 災害に伴う市税の減免等	4-1-2
		5) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	—
	債権管理班	1) 税務班実施事項の応援	4-1-2
		2) 災害に伴う市税の猶予	4-1-1
		3) 災害に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の猶予等	4-1-5
		4) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	—
	契約監理班	1) 主要食糧、衣料、燃料その他必要物資の調達	3-4-9, 3-4-14, 3-4-19, 3-4-22
		2) 物的支援の受援に係る庁内調整	3-2-22
		3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	—
	臨時特別給付金班	1) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	—
	議会班	1) 議会関係の連絡調整	—
		2) 彦根市議会災害対策支援本部との連絡調整	—
		3) 議会関係の外来者の災害地視察	—
		4) 議会関係各種陳情およびり災地の慰問	—
		5) 議会関係のり災地の慰問	—
		6) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	—
	出納・監査班	1) 物品および金銭の出納	3-2-19, 3-2-22, 4-3-1
		2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	—
人事部	部内各班共通	1) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	—
	人事班	1) 職員の動員派遣	3-1-1, 3-1-5, 3-1-9, 3-1-15, 3-1-18, 3-1-22, 3-1-25, 3-1-30, 3-1, 33, 3-1-35, 3-2-22, 4-4-1, 4-4-3
		2) 勤務時間外における市民等からの連絡対応	3-2-10
		3) 公務災害補償	—
		4) 被災職員に対する給付および援助	—
		5) 人的支援の受援に係る庁内調整	3-2-22
		6) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	3-5-3
	働き方・業務改革推進班	1) 人事班実施事項の応援	—
市民環境部	部内各班共通	1) 市民環境部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) リ災者の収容および収容施設の供与	

部	班	事務分掌	活動手順の頁
	生活環境班	1) 行方不明者の搜索	3-3-27
		2) 一般財団法人彦根市事業公社等関係機関との連絡調整	3-4-34
		3) 彦根愛知犬上広域行政組合小八木中継基地との連絡調整	3-4-29, 3-4-34
		4) 死体の処理および収容	3-3-28, 3-3-57
		5) 火葬(彦根愛知犬上広域行政組合紫雲苑との連絡調整に關することを含む。)	3-3-30
		6) し尿処理	3-4-34
		7) 公害の予防	—
		8) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策	3-4-39
		9) 廃棄物の処理等	3-4-31, 3-4-36
	ライフサービス班	1) 避難誘導	3-3-9
		2) 避難所等開設運営および相談所	3-3-8, 3-4-8
		3) リ災者の収容	3-4-9
		4) 収容施設の供与	3-4-9
		5) 火葬の許可	3-3-30
		6) 生活環境班・清掃センター班実施事項の応援	—
	保険年金班	1) 炊き出し	3-4-14
		2) 災害に伴う国民年金保険料の免除等	4-1-5
		3) 災害に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の減免等	4-1-5
		4) 生活環境班実施事項および清掃センター班実施事項の応援	—
	清掃センター班	1) 清掃施設の災害対策	—
		2) 消毒および清掃	3-4-29
		3) 廃棄物の処理等	3-4-31, 3-4-36
		4) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策	3-4-39
福祉保健部	部内各班共通	(1) 福祉保健部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導	
	社会福祉班	1) 災害救助の全般的な企画および災害救助法に基づく救助事務を分掌する各班の連絡調整	—
		2) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		3) 福祉施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35
		4) 民間救助団体との連絡調整	—
		5) 行方不明者の搜索	3-3-27
		6) 避難行動要支援者および危険区域の要配慮者利用施設への避難情報等の周知および伝達	3-3-1
		7) 物資等の供給	3-4-13, 3-4-18
		8) 福祉避難所の開設・運営	3-4-25
		9) 災害ボランティア	3-5-1
		10) 赤十字奉仕団の動員	3-5-1
		11) 法律に基づく従事命令等による活動要員の確保	—
		12) リ災証明の発行	4-1-2
		13) リ災見舞金の募集および分配	3-5-7
		14) 救助費支給および救助費予算要求	3-2-19
		15) 生活再建に係る資金の支給・貸付	4-1-4
		16) 被災者に対する生活保護の適用	—
	高齢福祉推進班	1) 要支援者および要介護者の被害状況の調査報告	3-3-9
		2) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		3) 指定管理施設の配備体制に係る連絡等	3-2-2
		4) 指定管理施設の被害状況の調査報告	3-2-2
		5) 介護保険サービス事業所の被害状況の調査報告	3-2-2
		6) 要援護者等の社会福祉施設等への受入調整等	3-4-25

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		7) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35
		8) 社会福祉班実施事項の応援	—
		9) 健康推進班実施事項の応援	—
	障害福祉班	1) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		2) 関係施設の被害状況の調査報告	3-2-2
		3) サービス等提供事業所の被害状況調査報告	3-2-2
		4) 在宅障害者の被害状況の調査報告	3-3-9
		5) 在宅障害者の社会福祉施設等への受入調整等	3-4-25
		6) 手話通訳等ボランティア確保等の調整	3-4-25
		7) 障害者福祉センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
		8) 社会福祉班実施事項の応援	—
	健康推進班	1) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		2) 医療施設との連絡調整	3-3-25
		3) 救護班の編成および救護所の運営の調整	3-3-25
		4) 傷病者の収容、応急手当その他医療についての連絡調整	3-3-25
		5) 救助薬品および医療資機材の供給および確保についての連絡調整	3-3-25
		6) 予防接種	3-4-27
		7) 防疫班の編成	3-4-27
		8) 休日急病診療所の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
		9) 避難住民の健康支援	3-4-27
こども 家庭部	部内各班共通	1) こども家庭部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) り災者の収容および収容施設の供与。 3) 社会福祉班実施事項の応援	
	こども若者支援班	1) 児童の災害対策	3-3-1, 3-5-13
		2) 被災児童の保護	4-1-4
		3) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		4) 所管施設(旧東山児童館を除く。)の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
	母子保健班	1) 妊産婦の救護	3-3-23
		2) 避難行動要支援者対策	3-3-2, 3-3-10
		3) 健康推進班実施事項の応援	—
	幼児班	1) 関係機関の被害状況の調査報告	3-2-2, 3-5-13
		2) 被災園児等の保護	4-1-4
		3) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		4) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
	発達支援センター班	1) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		2) 発達支援センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
	幼稚園保育所班	1) 園児の避難誘導	3-5-13
		2) 保護者・地域等への連絡調整	3-5-13
		3) 幼稚園・保育所・認定こども園の災害対策	3-5-13, 3-5-14, 3-5-16
		4) 被災園児等の保護	4-1-4
観光文 化スポ ーツ部	部内各班共通	1) 観光文化スポーツ部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) り災者の収容および収容施設の供与 3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	
	観光交流班	1) 観光資源、観光施設等の災害対策(応急・復旧対策含む) 2) 観光客(訪日外国人含む)に対する安全確保	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2 3-3-12

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		3) 帰宅困難者対策（情報提供・誘導）	3-3-12
	エンタテインメント班	1) 部内の他班実施事項の応援	
	文化財班	1) 文化財の災害対策	
	文化振興班	1) ひこね市文化プラザ、高宮地域文化センターおよびみずほ文化センターの災害対策	
	スポーツ振興班	1) 社会体育施設の災害対策（応急対策及び復旧対策を含む。）	3-2-2
産業部	部内各班共通	1) 産業部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) リ災者の収容および収容施設の供与	
	農林水産班	1) 農林水産関係被害状況の調査報告および災害対策（応急対策および復旧対策を含む。）	3-2-2, 3-3-20, 3-3-21, 3-3-40, 3-4-5, 4-2-1, 4-3-2
		2) 農村環境改善センターの災害対策	3-2-2, 3-3-35, 4-3-1
		3) 農道等緊急輸送手段の確保	3-2-11
		4) 農業集落排水処理施設の災害	3-3-40, 3-4-5
		5) 財産区の災害対策	3-3-13
		6) 農林水産関係の食糧の確保	3-4-13
		7) 被害関係に対する融資の調査	4-2-1
		8) 風評被害対策	4-2-1
	地域経済振興班	1) 商工業関係の被害調査	3-2-2
		2) 中小企業関係の災害対策（応急対策および復旧対策を含む。）および連絡調整	3-2-2, 3-3-35, 4-3-1
		3) 被災商工業者等に対する金融調査	4-2-2
		4) 雇用の安定確保	4-1-4
		5) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策	3-3-12
		6) 風評被害対策。	4-2-1
		7) 農林水産班実施事項の応援。	—
	農業委員会班	1) 農業委員会関係の連絡調整	3-2-2
		2) 農林水産班実施事項の応援	—
建設部	部内各班共通	1) 建設部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) リ災者の収容および収容施設の供与	
	建設管理班	1) 道路施設および河川施設の被害状況の取りまとめ報告	3-2-2, 3-3-32, 3-3-39
		2) 土木建設資材等の災害応急物資の輸送	3-2-11
		3) 県道、市道等の緊急輸送道路の確保	3-2-11
		4) 公共土木施設の復旧	4-3-2
		5) 災害時の道路の交通規制、統制等交通	3-2-11
		6) 法律に基づく従事命令等による活動要員の確保	3-2-23
	道路河川班	1) 道路施設および河川施設の危険情報および被害状況の調査	3-2-2, 3-3-32, 3-3-39
		2) 県道、市道等の緊急輸送道路の確保	3-2-11
		3) 雨量および河川水位の記録	3-1-1, 3-1-5, 3-1-8
		4) 道路、橋りょう、河川、堤防、急傾斜地等の危害防止および応急修理	3-3-32, 3-3-35, 3-3-39, 3-3-42
	建築班	1) 市有建築物の応急対策（予防対策、応急対策および復旧対策を含む。）および被害状況の調査報告	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
		2) 避難所その他の仮設建築物の建築	3-5-11
		3) その他営繕	—
		4) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援	—
都市政策部	部内各班共通	1) 都市政策部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導	

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		2) り災者の収容および収容施設の供与 3) 部内の他班実施事項の応援	
	都市計画班	1) 公園および街路樹の災害対策	3-2-2
		2) 二次災害防止のための被災宅地危険度判定調査	3-3-35, 3-3-38
	建築指導班	1) 二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定調査	3-3-35, 3-3-37, 3-3-42
		2) 被災建築物の復旧のための建築相談	3-3-37
		3) 屋外広告物の被害状況の調査報告に関すること。	—
	交通政策班	1) 交通途絶箇所および交通う回路の情報収集等	3-2-11
		2) 災害時の交通規制の統制等交通対策	3-2-11
		3) 鉄道、バス等緊急輸送手段の確保	3-2-15
		4) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 4-3-2
	住宅班	1) 市営住宅の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
上下水道部	部内各班共通	1) 上下水道部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) り災者の収容および収容施設の供与 3) 部内の他班実施事項の応援。	
	上下水道総務班	1) 上下水道施設の被害の総合調整	3-2-2, 3-4-1, 3-4-3
		2) 上下水道施設の被害に関する市民への周知・広報	3-4-1, 3-4-3
		3) 上下水道職員の動員派遣	3-4-1, 3-4-3
		4) 上下水道施設に関する緊急予算編成および資金の調達	4-3-2
	上下水道業務班	1) 上下水道施設の被害状況の調査報告	3-2-2, 3-4-1, 3-4-3
		2) 機動給水および応急給水所の設置	3-4-11
		3) 上水道応急復旧資機材の確保	3-4-1
		4) 災害に伴う下水道使用料および受益者負担金の減免等	4-1-5
	下水道建設班	1) 下水道施設の災害対策	3-4-3
		2) 下水道施設の被害状況の調査報告	3-2-2, 3-4-3
		3) 下水道機器および修理資材の確保	3-4-3
		4) 下水道施設の復旧	4-3-2
	上水道工務班	1) 上水道施設の災害対策	3-4-1
		2) 上水道施設の被害状況の調査報告	3-2-2, 3-4-1
		3) 上水道施設に係る緊急処置および応急対策	3-4-1
		4) 上水道施設の復旧	4-3-2
教育部	部内各班共通	1) 教育部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導	
	教育総務班	1) 教育部内職員の動員派遣	3-5-14
		2) 教育財産の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-5-14, 4-3-2
		3) 教育関係義援金品の受領、保管および配分	3-5-6, 3-5-7
		4) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策	3-3-12
		5) その他教育部の業務であって、他の班に属さないこと	—
	学校教育班	1) 学校教育財産を避難所に開放することについての協力	3-4-10
		2) 教育施設への避難情報等の周知および伝達	3-3-8, 3-4-10
		3) 被災児童生徒等に対する安全確保	3-5-13
		4) 学校給食センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-5-18
		5) 被災児童生徒等に対する教育および保健	3-5-17
		6) 被災児童生徒等の学用品(災害救助法に基づく学用品の支給を含む。)	—
		7) 生涯学習班実施事項の応援。	—
	学校支援・人権・いじめ対策班	1) 学校教育班実施事項の応援	—
		2) 生涯学習班実施事項の応援	—
	生涯学習班	1) 社会教育施設および放課後児童クラブの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-5-14, 4-3-2
		2) 公民館等の避難場所	3-3-8

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		3) 学校教育班実施事項の応援	—
	学校 I C T 推進班	1) 学校教育班実施事項の応援	
		2) 生涯学習班実施事項の応援	
	彦根城博物館班	1) 彦根城博物館の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-5-14, 4-3-2
		2) 学校教育班実施事項の応援	—
	図書館班	1) 図書館の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-5-14, 4-3-2
		2) 教育総務班実施事項の応援	—
消防部	消防総務班	1) 職員の参集状況の確認	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		2) 消防団の出動状況の把握	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		3) 消防関係機関との連絡	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		4) 消防用資機材の調達および補給	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		5) 消防職団員の食糧、飲料水および医薬品の調達および供給	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		6) 部内の他班に属さないこと	—
	予防班	1) 災害に関する情報の収集および整理	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		2) 広報および宣伝	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
	警防班	1) 消防活動	3-3-20, 3-3-45, 3-3-45, 3-3-57
		2) 特別部隊	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		3) 応援要請	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		4) 応援部隊に対する誘導および指示	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
	通信指令班	1) 消防無線の運用および通信統制	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		2) 情報の受理ならびに指示および命令の伝達	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		3) 非常招集	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		4) 部隊の運用	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
	消防署班	1) 情報収集および報告	3-2-2
		2) 参集員の把握および出動隊の編成	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		3) 消防隊の運用	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		4) 災害防御	3-3-6
		5) 人命救助および避難	3-3-6, 3-3-9, 3-3-13, 3-3-16
		6) 行方不明者の捜索	3-3-27
		7) 現場広報	3-3-6, 3-3-13, 3-3-16
		8) 応急救護所の設置	3-3-13
		9) 資機材等の運搬	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		10) 消防資機材の保全	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		11) 指揮隊の運用	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
病院部	病院事務局	1) 各種施設等の避難対策	3-3-11
		2) 病院等の被災状況の把握	3-2-2, 3-3-27
		3) 災害による傷病者の救護	3-3-22, 3-3-25
		4) 移送体制の確保	3-3-25
		5) 医薬品、衛生材料等の確保および調達	3-3-22
		6) 病院施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	4-3-2

支部	事務分掌	活動手順の頁
鳥居本支部 河瀬支部 亀山支部 高宮支部 稲枝支部	1) 本部との連絡	—
	2) 支部管内地区住民に対する災害広報活動	3-2-7
	3) 災害予報および災害状況の即報	3-2-2
	4) 応援班および救護班の出動要請	3-2-2
	5) 消防分団その他民間救助団体との連絡	3-2-2
	6) 避難所および相談所	3-3-8, 3-4-9
	7) 埋火葬	3-3-30
	8) その他特命事項	—

※災害時の初動期に職員のとるべき行動等の詳細は「彦根市職員災害時初動マニュアル」による

※緊急初動対策チームの活動の詳細は「緊急初動対策チーム活動マニュアル」による

※他班の応援が事務分掌の班は、応援する班の内容を参照する

第3部 災害応急対策

第1章 組織の立ち上げ

第1節 風水雪害等に対応する活動体制の確立

発災前	(1) 警戒体制の活動		担当部	本編 の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	気象予警報等を把握する	総務部 建設部 消防部	3-1-24	3-1-1
	2 ☐	警戒体制（警戒1号体制）を確立する	総務部 建設部 消防部		
	3 ☐	情報収集・整理・伝達を行う	総務部 建設部 消防部		
	4 ☐	警戒体制（警戒1号体制）を解除する	総務部 建設部 消防部		
↓					
発災前	(2) 災害警戒本部体制の活動		担当部	本編 の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	気象予警報等を把握する	総務部 建設部 消防部	3-1-26	3-1-5
	2 ☐	災害警戒本部体制（警戒2号体制）を確立する	総務部人事部		
	3 ☐	情報収集・整理・伝達を行う	全ての部		
	4 ☐	災害警戒本部を設置する	総務部		
	5 ☐	災害警戒本部を運営する	総務部		
	6 ☐	災害警戒本部を閉鎖する	総務部		
	7 ☐	災害警戒本部体制（警戒2号体制）を解除する	総務部		
↓					
発災前 ～ 災害終了	(3) 災害対策本部体制の活動		担当部	本編 の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	気象予警報等を把握する	総務部 建設部 消防部	3-1-27	3-1-9
	2 ☐	災害対策本部体制を確立する	総務部人事部		
	3 ☐	情報収集・整理・伝達を行う	全ての部		
	4 ☐	災害対策本部を設置する	総務部		
	5 ☐	災害対策本部を運営する	総務部		
	6 ☐	災害対策本部を閉鎖する	総務部		

	7 ☐	災害対策本部体制を解除する	総務部		
--	-------------------------------	---------------	-----	--	--

第2節 地震災害に対応する活動体制の確立

発災直後 ～ 災害終了	(1) 警戒体制の活動		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	地震発生情報等を把握する	総務部	3-1-29	3-1-12
	2 ☐	警戒体制（警戒1号体制）を確立する	総務部		
	3 ☐	情報収集・整理・伝達を行う	総務部 建設部 上下水道部		
	4 ☐	警戒体制（警戒1号体制）を解除する	総務部 建設部		
↓ 発災直後 ～ 災害終了	(2) 災害警戒本部体制の活動		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	地震発生情報等を把握する	全ての部	3-1-30	3-1-15
	2 ☐	災害警戒本部体制（警戒2号体制）を確立する	総務部人事部		
	3 ☐	情報収集・整理・伝達を行う	全ての部		
	4 ☐	災害警戒本部を設置する	総務部		
	5 ☐	災害警戒本部を運営する	総務部		
	6 ☐	災害警戒本部を閉鎖する	総務部		
	7 ☐	災害警戒本部体制（警戒2号体制）を解除する	総務部		
↓ 発災直後 ～ 災害終了	(3) 災害対策本部体制の活動		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	地震発生情報等を把握する	全ての部	3-1-31	3-1-18
	2 ☐	災害対策本部体制を確立する	全ての部		
	3 ☐	緊急初動活動を行う	全ての部		
	4 ☐	災害対策本部を設置する	総務部		
	5 ☐	災害対策本部を運営する	総務部		
	6 ☐	災害対策本部を閉鎖する	総務部		
	7 ☐	災害対策本部体制を解除する	総務部		

第3節 大規模事故災害に対応する活動体制の確立

発災直後 ～ 3時間後	(1) 警戒体制の活動		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	当面の事故の概要を把握する	消防部	3-1-34	3-1-22
	2 ☐	警戒体制（警戒1号体制）を確立する	総務部 消防部		
	3 ☐	情報収集・整理・伝達を行う	総務部 消防部		
	4 ☐	警戒体制（警戒1号体制）を解除する	総務部 消防部		
↓ 発災直後 ～ 災害終了	(2) 事故災害警戒本部体制の活動		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	事故災害警戒本部体制（警戒2号体制）を確立する	総務部人事部	3-1-35	3-1-25
	2 ☐	情報収集・整理・伝達を行う	全ての部		
	3 ☐	事故災害警戒本部を設置する	総務部		
	4 ☐	事故災害警戒本部を運営する	総務部		
	5 ☐	事故災害警戒本部を閉鎖する	総務部		
	6 ☐	事故災害警戒本部体制（警戒2号体制）を解除する	総務部		
↓ 発災直後 ～ 災害終了	(3) 災害対策本部体制の活動		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	災害対策本部体制を確立する	総務部 人事部	3-1-36	3-1-28
	2 ☐	災害対策本部を設置する	総務部		
	3 ☐	災害対策本部を運営する	総務部		
	4 ☐	災害対策本部を閉鎖する	総務部		
	5 ☐	災害対策本部体制を解除する	総務部		

第 4 節 原子力災害に対応する活動体制の確立

発災前	(1) 警戒体制の活動		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
	1 ☐	当面の緊急事態等を把握する	総務部 消防部	3-1-37	3-1-30
	2 ☐	警戒体制（警戒 1 号体制）を確立する	総務部 消防部		
	3 ☐	情報収集・整理・伝達を行う	総務部		
	4 ☐	警戒体制（警戒 1 号体制）を解除する	総務部 消防部		
発災前	(2) 原子力災害警戒本部体制の活動		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
	1 ☐	当面の緊急事態等を把握する	総務部 消防部	3-1-38	3-1-33
	2 ☐	原子力災害警戒本部体制（警戒 2 号体制）を確立する	総務部人事部 市民環境部 消防部		
	3 ☐	原子力災害警戒本部を設置する	総務部 市民環境部 福祉保健部		
	4 ☐	原子力災害警戒本部を運営する	総務部 市民環境部 福祉保健部		
	5 ☐	原子力災害警戒本部を閉鎖する	総務部 市民環境部 福祉保健部		
	6 ☐	原子力災害警戒本部体制（警戒 2 号体制）を解除する	総務部 市民環境部 消防部		
発災直後 ～ 災害終了	(3) 災害対策本部体制の活動		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
	1 ☐	当面の緊急事態等を把握する	総務部 消防部	3-1-39	3-1-35
	2 ☐	災害対策本部体制を確立する	総務部人事部		
	3 ☐	災害対策本部を設置する	総務部 市民環境部 福祉保健部		
	4 ☐	災害対策本部を運営する	総務部 市民環境部 福祉保健部		
	5 ☐	災害対策本部を閉鎖する	総務部 市民環境部 福祉保健部 消防部		
	6 ☐	災害対策本部体制を解除する	総務部		

第2章 活動体制の調整

第1節 情報の収集伝達

発災直後 ～ 3時間後	(1) 通信手段の確保		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	災害対策本部の有線通信手段を確保する	総務部	3-2-1	3-2-1
	2 ☐	無線の通信機能を確保する	総務部 消防部		
	3 ☐	有線電話および防災行政無線通信不能時の代替通信手段を確保する	総務部 消防部		
発災直後 ～ 災害終了	(2) 被害の調査、報告および情報の整理		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	所管する施設等の被害概況について、調査する	全ての部	3-2-2	3-2-2
	2 ☐	所管する施設等の被害概況をとりまとめ、災害対策本部に報告する	全ての部		
	1 ☐	火災の発生や人的被害の概況について、調査する	消防部		
	2 ☐	火災の発生や人的被害の概況をとりまとめ、災害対策本部に報告する	消防部		
	(3) 被害情報の報告		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	被害情報を収集、整理する	総務部	3-2-4	3-2-4
	2 ☐	県、消防庁に被害情報を報告する	総務部 消防部		
	(4) 広報		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	広報活動実施体制を確立する	企画振興部 市民環境部 福祉保健部 消防部	3-2-5	3-2-7
	2 ☐	広報活動を実施する	企画振興部 市民環境部 福祉保健部 消防部		
発災直後 ～ 1週間後	(5) 広聴		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	臨時相談窓口を設置する	企画振興部 人事部	3-2-6	3-2-10
	2 ☐	臨時相談窓口を運営する	企画振興部 人事部		
	3 ☐	臨時相談窓口を閉鎖する	企画振興部 人事部		

第2節 緊急輸送体制の整備

発災直後 ～ 1日後	(1) 緊急輸送ルートの確保		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	緊急輸送道路を確保する	建設部 産業部	3-2-8	3-2-11
	2 ☐	交通規制を実施する	建設部 都市政策部		
	3 ☐	市内配送拠点を設置する	総務部 福祉保健部 建設部		
1日後 ～ 災害終了	(2) 緊急輸送手段の確保		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	車両・燃料を確保する	総務部	3-2-9	3-2-14
	2 ☐	緊急通行車両を確保する	総務部		
	3 ☐	航空機（ヘリコプター）による輸送手段を確保する	総務部		
	4 ☐	その他の輸送手段を確保する	都市政策部		
1日後 ～ 災害終了	(3) 緊急輸送の実施		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	緊急輸送を実施する	総務部 都市政策部 福祉保健部	3-2-10	3-2-16

第3節 災害救助法の適用

発災直後 ～ 1日後	(1) 救助法の適用申請		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	災害救助法の適用を申請する	総務部	3-2-12	3-2-17
1日後 ～ 災害終了	(2) 救助法に基づく救助の実施		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	災害救助法に基づく救助の実施内容を取りまとめる	総務部 福祉保健部	3-2-12	3-2-19
1か月後 ～ 災害終了	(3) 救助の実施記録および報告		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	救助実施状況を報告する	福祉保健部	3-2-12	3-2-21

第4節 応援要請・受援等

発災直後 ～ 災害終了	(1) 組織的な応援要請		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	応援の要請・要求を行う	総務部 人事部 関係部局	3-2-14	3-2-22
	2 ☐	受援体制を確保する	総務部人事部 各班		
	3 ☐	応援要員の撤収の要請を行う	総務部 人事部		
	(2) 従事命令による活動要員の確保		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	必要に応じて、従事命令を行う	建設部 消防部	3-2-17	3-2-23
	2 ☐	必要に応じて、従事命令を解除する	建設部 消防部		
	3 ☐	日当、旅費、超過勤務手当、扶助金、損失補償等の 実費を弁償する	建設部 消防部		
	(3) 協力命令による活動要員の確保		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
他都市発 災直後 ～ 災害終了	1 ☐	必要に応じて、協力命令を行う	総務部	3-2-17	3-2-24
	2 ☐	協力命令時の命令対象者の負傷、疾病、または死亡 を確認する	総務部		
	3 ☐	扶助金の実費を弁償する	総務部		
	(4) 他自治体への支援の実施		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	被災地の支援ニーズを把握する	総務部	3-2-18	3-2-25
	2 ☐	必要に応じて、災害支援対策本部を設置する	総務部		
	3 ☐	災害支援対策本部を運営する	総務部		
	4 ☐	災害支援対策本部を閉鎖する	総務部		

第3章 人命の確保

第1節 避難行動

【風水害】 発災前 ～ 発災直後	(1) 避難指示等の発令		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	避難指示等の発令について検討する	総務部	3-3-1	3-3-1
	2 ☐	避難指示等を伝達する	企画振興部		
	3 ☐	避難行動要支援者に避難指示等を伝達する	福祉保健部 こども家庭部		
【地震・事故】 発災直後 ～ 3時間後	4 ☐	要配慮者利用施設に避難指示等を伝達する	福祉保健部 こども家庭部		
	(2) 警戒区域等の設定		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	警戒区域等を設定する	建設部 消防部	3-3-3	3-3-6
	2 ☐	警戒区域等の設定を周知する	総務部		
	(3) 指定緊急避難場所の開設・閉鎖		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	指定緊急避難場所を開設する	避難場所関係 班	3-3-3	3-3-8
↓	2 ☐	指定緊急避難場所を閉鎖する	避難場所関係 班		
	(4) 避難誘導		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	市民の避難誘導を行う	市民環境部 消防部	3-3-4	3-3-9
	1 ☐	施設利用者等の避難を確認する	福祉保健部 こども家庭部 病院部 教育部		
【風水害】 発災前～ 発災直後	1 ☐	避難行動要支援者の安否を確認する	福祉保健部 こども家庭部		
	(5) 帰宅困難者対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
【地震・事故】 発災直後 ～ 3時間後	1 ☐	帰宅困難者に情報を提供する	総務部 市民環境部 産業部	3-3-7	3-3-12

1 日後 ～ 1 か月後	(4) 河川管理施設等の応急対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	所管する河川管理施設等の緊急点検調査を実施する	建設部	3-3-26	3-3-39
	2 ☐	所管する河川管理施設等の二次災害防止措置を行う	建設部		
1 日後 ～ 1 か月後	(5) 農業関係施設の応急対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	所管する農業用施設等の緊急点検調査を実施する	産業部	3-3-26	3-3-40
	2 ☐	所管する農業用施設等の二次災害防止措置を行う	産業部		
1 日後 ～ 1 か月後	(6) 土砂災害に関する応急対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	土砂災害の緊急点検調査を実施する	建設部	3-3-27	3-3-42
	2 ☐	土砂災害の二次災害防止措置を行う	建設部		
1 日後 ～ 1 か月後	(7) 危険物施設の応急対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	危険物施設等の責任者や関係機関と連絡調整する	消防部	3-3-27	3-3-43
	2 ☐	危険物施設等の応急対策を実施する	消防部		

第 8 節 事故への対応

発災直後 ～ 災害終了	(1) 事故情報の収集・連絡		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	火災の発生や人的被害の概況について、調査する	消防部	3-3-30	3-3-45
	2 ☐	被害情報を収集、整理する	全ての部		
	3 ☐	県、消防庁に被害情報を報告する	総務部		
発災直後 ～ 災害終了	(2) 事故災害対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	必要に応じて、緊急活動を実施する	総務部企画振 興部 市民環境部 消防部 病院部	3-3-30	3-3-57

第 9 節 原子力災害への対応

発災直後 ～ 1 週間後	(1) 緊急時モニタリング		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	緊急時モニタリングを実施する	総務部 市民環境部 福祉保健部	3-3-32	3-3-62
発災直後 ～ 1 週間後	(2) 避難および屋内退避等の防護措置		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	避難および屋内退避等の伝達内容を確認する	総務部	3-3-32	3-3-64
	2 ☐	市民に対して避難および屋内退避等を伝達する	総務部市民環 境部 福祉保健部		
	3 ☐	必要に応じて、市外に避難する	総務部 企画振興部 市民環境部 福祉保健部 都市政策部		
発災直後 ～ 1 週間後	(3) 安定ヨウ素剤の服用		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	安定ヨウ素剤の配布準備を行う	総務部福祉保 健部 病院部	3-3-33	3-3-66
	2 ☐	安定ヨウ素剤を配布する	福祉保健部 病院部		
1 日後 ～ 1 か月後	(4) 原子力災害に関する相談対応等		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	原子力災害に関する相談窓口を開設する	総務部人事部 企画振興部 市民環境部 産業部 上下水道部	3-3-33	3-3-67
	2 ☐	原子力災害に関する相談窓口を運営する	総務部人事部 企画振興部 市民環境部 産業部 上下水道部		
	3 ☐	風評被害などの影響を削減する	産業部		
1 日後 ～ 1 か月後	(5) 飲食物の摂取制限等		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	緊急時における飲食物の出荷制限、摂取制限等を実施する	企画振興部 福祉保健部 産業部 上下水道部	3-3-34	3-3-69
1 日後 ～ 1 か月後	(6) 原子力災害医療		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	県が実施する原子力災害医療に協力する	福祉保健部 病院部	3-3-34	3-3-70
1 日後 ～ 1 か月後	(7) 業務継続に係る措置		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	行政機関の庁舎を移転し業務を継続する	全ての部	3-3-34	3-3-72

第4章 安定した生活の維持

第1節 ライフラインの応急復旧

1日後 ～ 災害終了	(1) 水道施設の応急復旧		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	上水道施設の被害調査を行う	上下水道部	3-4-1	3-4-1
	2 ☐	上水道施設の応急復旧体制を確立する	上下水道部		
	3 ☐	上水道施設の応急復旧を実施する	上下水道部		
	(2) 公共下水道施設の応急復旧		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	下水道施設の被害調査を行う	上下水道部	3-4-2	3-4-3
	2 ☐	下水道施設の応急調査および応急措置を行う	上下水道部		
	3 ☐	下水道施設の応急復旧体制を確立する	上下水道部		
	4 ☐	下水道施設の応急復旧を実施する	上下水道部		
	(3) 農業集落排水施設の応急復旧		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	農業集落排水施設の応急復旧体制を確立する	産業部	3-4-3	3-4-6
	2 ☐	農業集落排水施設の応急復旧を実施する	産業部		
	(4) ライフライン関係機関との調整		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	ライフライン施設の被害状況を確認する	総務部	3-4-4	3-4-7
	2 ☐	ライフライン施設の復旧状況を確認する	総務部		

第2節 避難生活支援

【風水雪害】 発災前 ～ 災害終了 【地震・事故】 発災直後 ～ 災害終了	(1) 避難所の開設・運営・閉鎖		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	避難所を開設する	総務部 市民環境部 教育部	3-4-7	3-4-9
	2 ☐	避難所を運営する	総務部 市民環境部 教育部		
	3 ☐	避難所を閉鎖する	総務部 市民環境部 教育部		

第3節 生活救援

発災直後 ～ 1か月後	(1) 給水		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	応急給水体制を確立する	上下水道部	3-4-10	3-4-12
	2 ☐	応急給水を実施する	上下水道部		
	(2) 食糧の調達供給		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	食糧を確保する	総務部 福祉保健部 産業部	3-4-11	3-4-14
	2 ☐	食糧を供給する	総務部 福祉保健部		
	3 ☐	炊き出しを実施する	市民環境部		
	(3) 生活必需品の調達供給		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	生活必需品を確保する	総務部 福祉保健部	3-4-12	3-4-19
	2 ☐	生活必需品を供給する	総務部 福祉保健部		
	(4) 燃料の調達供給		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	燃料を確保する	総務部	3-4-13	3-4-22
	2 ☐	燃料を供給する	総務部企画振 興部 総務部		

第4節 要配慮者支援

1日後 ～ 1週間後	(1) 避難所における要配慮者支援		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	要配慮者のニーズを把握する	福祉保健部 こども家庭部	3-4-14	3-4-23
↓ 1日後 ～ 1か月後	2 ☐	要配慮者の避難生活支援等を実施する	福祉保健部 こども家庭部		
	(2) 福祉避難所等の開設・運営・閉鎖		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	福祉避難所等を開設する	福祉保健部	3-4-14	3-4-26
	2 ☐	福祉避難所等を運営する	福祉保健部		
	3 ☐	福祉避難所等を閉鎖する	福祉保健部		

第3節 住宅対策

1日後 ～ 10日後	(1) 住宅関連の障害物除去		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	住宅関連の障害物の除去の申込みを受付ける	都市政策部	3-5-6	3-5-8
	2 ☐	住宅関連の障害物の除去を実施する	都市政策部		
3日後 ～ 1か月後	(2) 住宅の応急修理		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	住宅の応急修理の申込みを受付ける	都市政策部	3-5-6	3-5-9
	2 ☐	住宅の応急修理を実施する	都市政策部		
1週間後 ～ 災害終了	(3) 応急仮設住宅の設置		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	応急仮設住宅の建設等準備を実施する	建設部 都市政策部	3-5-7	3-5-11
	2 ☐	応急仮設住宅入居者を決定する	建設部 都市政策部		

第4節 文教関係の応急対策

発災直後 ～ 3時間後	(1) 園児、児童・生徒の安全を確保する		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	園児、児童・生徒の安全を確保する	こども家庭部 教育部	3-5-9	3-5-13
発災直後 ～ 1か月後	(2) 文教施設等の応急対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	所管する施設の被害状況を把握する	こども家庭部 教育部 観光文化スポーツ部	3-5-9	3-5-14
	2 ☐	所管する施設の応急修理を行う	こども家庭部 教育部 観光文化スポーツ部		
1週間後 ～ 1か月後	(3) 応急保育・応急教育対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	応急保育を実施する	こども家庭部	3-5-9	3-5-16
	1 ☐	応急教育を実施する	教育部		
	(4) 学校給食の応急措置		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	学校給食に関する応急措置を行う	教育部	3-5-10	3-5-18
	(5) 教科書等の調達および支給等		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
3時間後 ～ 1か月後	1 ☐	児童・生徒等に対する援助を実施する	教育部	3-5-10	3-5-19
	(6) 文化財の応急対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	文化財の応急対策実施体制を確立する	観光文化スポーツ部	3-5-11	3-5-20
	2 ☐	文化財の応急措置を行う	観光文化スポーツ部		

第4部 災害復旧・復興

第1章 被災者の生活再建支援



第 2 章 企業等の再建支援

1 週間後 ～ 災害終了	(1) 農林水産業の再建支援		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	農林水産業の緊急支援資金に係る相談窓口を開設する	産業部	4-2-1	4-2-1
	2 ☐	農林水産業の緊急支援資金に係る相談に対応する	産業部		
	3 ☐	風評被害対策を実施する	産業部 観光文化スポーツ部		
1 週間後 ～ 災害終了	(2) 商工業者の再建支援		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	商工業者の再建資金に係る相談窓口を開設する	産業部	4-2-3	4-2-2
	2 ☐	商工業者の再建資金に係る相談に対応する	産業部		
	3 ☐	風評被害対策を実施する	産業部 観光文化スポーツ部		

第 3 章 公共施設の災害復旧

1 週間後 ～ 災害終了	(1) 復旧事業の財政対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	経理処理に関する災害時暫定ルールを作成する	総務部	4-3-1	4-3-1
	2 ☐	資金計画を策定する	総務部		
	3 ☐	復旧・復興財源を確保する	総務部		
	(2) 公共施設の復旧事業の推進		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	災害申請を行い災害復旧事業の補助を受ける	各施設を所管 する班	4-3-4	4-3-2
	2 ☐	災害復旧事業を実施する	各施設を所管 する班		

第 4 章 災害復興

1 週間後 ～ 災害終了	(1) 災害復興体制の整備		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	災害復興本部を設置する	企画振興部	4-4-1	4-4-1
	2 ☐	災害復興本部を運営する	企画振興部		
	3 ☐	災害復興計画を作成する	企画振興部		
	4 ☐	災害復興事業を推進する	企画振興部		
1 か月後 ～ 災害終了	(2) 原子力災害時の中長期対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 ☐	放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を実施する	市民環境部	4-4-3	4-4-3
	2 ☐	環境放射線モニタリングに協力する	総務部		
	3 ☐	災害地域住民記録を再発行する	市民環境部		
	4 ☐	風評被害などの影響を削減する	観光文化スポーツ部 産業部		
	5 ☐	原子力災害に関する相談体制を整備する	企画振興部 人事部 産業部 福祉保健部		
	6 ☐	各種制限措置の解除を行う	総務部 企画振興部 産業部 福祉保健部 上下水道部		

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※1 動員配備基準表

動員		警戒第1号	警戒第2号	災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
目的		情報収集	避難に備える	中規模災害対応	複数の中規模災害対応	大規模災害対応
体制		警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
		次の配備基準に達した場合は、市長に具申する。				
配備基準	風水雪害等	A ア 次の警報の1以上が本市に発表されたとき ①レベル3大雨警報 ②レベル3土砂災害警報 ③レベル3氾濫警報 ④暴風警報 イ 次の注意報等の1以上が本市に発表され、危機管理監・危機管理課長・道路河川課長・警防課長が協議し、必要と認めるとき ①レベル2大雨注意報 ②レベル2土砂災害注意報 ③氾濫注意報 ④大雪警報・暴風雪警報 B ア 土砂災害が発生したとき イ レベル4土砂災害危険警報が発表されたとき ウ その他本市において土砂災害の危険が高いと判断され、危機管理監・危機管理課長・道路河川課長・警防課長が協議し、必要と認めるとき C 自主避難施設の開設が必要と見込まれるとき	ア 次の警報の1以上が本市に発表され、かつ、災害の発生が大きく予想されるときで、危機管理監・人事部長・建設部長・消防長が協議し、必要と認めるとき ①レベル3大雨警報 ②レベル3土砂災害警報 ③レベル3氾濫警報 ④暴風警報 ⑤大雪警報・暴風雪警報 イ 河川水位が避難判断水位を超え、さらに水位の上昇が予想されるとき	ア 気象業務法に基づく大雨・土砂災害・氾濫・暴風警報およびその他の注意報が発表され、市本部を設置して、その対策を必要とするとき。 イ 気象業務法に基づく大雨・土砂災害・氾濫・暴風・暴風雪・大雪特別警報が発表されたとき。 ウ 大規模な地震、火災、爆発、水難事故等が発生し、市本部を設置して、その対策を必要とするとき。 エ その他災害救助法による救助を要する災害が発生したとき		

※現状の体制で対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※2 動員配備体制表

動員		警戒第1号			警戒第2号		災 対 第 1 配 備		災 対 第 2 配 備		災 対 第 3 配 備	
本部室		危機管理監			危機管理監 本部連絡員		本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員					
		—			本部事務局長、危機管理班（全員）、 秘書班、総務班（班編成）、公有財産管 理班（班編成）、広報戦略班		本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公 有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）					
各所属		—			各支部長 各施設長		病院長 部長付き 各支部長、各施設長					
		Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ								
企画振興部		—	※1	※2	□危機管理班（全員） 次の部・班のあらかじめ指定された 職員 □企画班、秘書班、まちづくり推進班、 情報政策班、広報戦略班、人権政策 班、人権・福祉交流会館班 □総務班（班編成）、公有財産管理班（班 編成）、財政班、税務班、債権管理班、 契約監理班、臨時特別給付金班、議 会班、出納・監査班、 □人事班、働き方・業務改革推進班 □生活環境班、ライフサービス班、保 険年金班、清掃センター班 □社会福祉班、障害福祉班、健康推進 班、高齢福祉推進班 □子ども若者支援班、母子保健班、幼 児班、発達支援センター班、幼稚園 保育所班 □観光交流班、エンタテインメント班、 文化財班、文化振興班、スポーツ振 興班 □農林水産班、地域経済振興班、農業 委員会班、 □建設管理班、道路河川班、建築班 □都市計画班、建築指導班、交通政策 班、住宅班 □上下水道総務班、上下水道業務班、 下水道建設班、上水道工務班 □教育総務班、学校教育班、学校支援・ 人権・いじめ対策班、生涯学習班、学 校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図 書館班 □支所・出張所 □左記※1 □左記※2		□危機管理班（全員）		各所属職員の 1/2 程度の職員（係長級 以上の職員を含む） ※4 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 震災時：建設部（全 員）			全員
総務部		危機管理班（全員）			原則として各所属 2名以上の職員（課長 補佐級以上の職員を 含む） ※3 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員）							
		—	※1	※2								
人事部		—	※1	※2								
市民環境部		—	※1	※2								
福祉保健部		—	※1	※2								
こども家庭部		—	※1	※2								
観光文化スポーツ部		—	※1	※2								
産業部		—	—	※2								
建設部		道路河川班（震災・ 風水雪害時）、建設管 理班（震災・風水雪害 時）のあらかじめ指定 された職員	※2									
都市政策部		都市政策部（風水雪 害時）のあらかじめ指 定された職員	※2									
上下水道部		上下水道部（震災 時）のあらかじめ指定 された職員	※2									
教育部		—	※1	※2								
消防部		警防班（風水雪害 時）のあらかじめ指定 された職員			—		【別に定める「彦根市消防計画（第12章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】					
病院部		—	—	—	□病院事務局班		上記※3に同じ		上記※4に同じ		全員	
避難場所担当 施設管理者		※1 避難場所（土砂災害） ※2 自主避難施設			避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム（震度5強以上）							

- ◎ 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
- ◎ 避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
- ◎ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
- ※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※ 事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
- ※ 特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
- ※ 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒1号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※1 警戒第2号動員班

企画振興部：企画班、秘書班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班
 総務部：危機管理班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班
 人事部：人事班、働き方・業務改革推進班
 市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班
 福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班
 こども家庭部：こども若者支援班、母子保健班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班
 観光文化スポーツ部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班、スポーツ振興課
 産業部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班
 建設部：建設管理班、道路河川班、建築班
 都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班
 上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班
 教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校ICT推進班、彦根城博物館班、図書館班
 消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班
 病院部：病院事務局班

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※2 風水雪害時の参集時の注意点

(1) 参集方法 勤務時間内に災害配備体制がとられた場合は、動員職員は、直ちに勤務場所に参集する。 勤務時間外に参集する職員は、できるかぎり早く配備に就ける方法で参集する。(家族の身の安全を事前に指示しておくこと。) なお、災害時には河川増水などによる道路・橋の寸断や交通渋滞の可能性があるので自動車の使用は控え、状況に応じて、徒歩、自転車やバイクを利用して参集すること。 (2) 参集時の注意事項 ア 参集者の服装・携行品 応急活動に適した服装を着用し、手袋、タオル、懐中電灯、水筒、食糧、その他非常用品等を携行する。ただし、浸水地域での移動が困難になるため長靴は不可とし、履きなれたスニーカーなどを使用すること。 イ 参集途中の緊急措置 参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、最寄りの防災機関へ通報する ウ 被害状況の報告 参集途中で知り得た被害状況等の情報を、その他被害状況等の情報を含め「参集途上情報報告書」(資料編 P7-2-3 参照)により、所属長等を通じて本部連絡員ほか本部に報告する。 ※河川の水位や小河川・農業排水路などの浸水状況、道路の冠水状況などをできるかぎり確認 (3) 自主参集 職員は、勤務時間外において配備指令がない場合でも、報道機関等により災害が発生し、または発生のおそれがあると覚知した場合は、状況に応じ所属長と連絡のうえ、または自らの判断により、速やかに勤務場所に参集することを心掛ける。 (4) 交通途絶時の参集 勤務時間外の非常参集は、勤務場所に集合することを原則とするが、交通の途絶や参集途上で被災のおそれがある場合は、最寄りの各支所、出張所に参集し、当該機関の上席者の指示に従い応急対策活動に従事する。 (5) 動員状況の把握・報告 各本部員は、配備指令に基づく職員の動員・配備状況等について把握し「職員動員・活動報告書」(資料編 P7-2-2 参照)にまとめて、必要に応じて速やかに市本部長に報告する。 人事班は、各班の報告に基づき職員の動員配備状況を集計する。
--

※3 市域の状況に関する情報の種類

種類	照会および入手先	市の担当
雨量	関係機関・現場	道路河川班
河川の状況、河川水位	上下流水防管理者 関係機関・役場	道路河川班・消防本部
樋門、水門、堰の放流状況	水利組合・農業組合・自治会等	農林水産班(犬上川以南) 道路河川班(犬上川以北)
ダムの放流状況	各ダム管理事務所	危機管理班
交通規制等の状況	警察他	建設管理班・交通政策班・消防本部
ライフラインの状況	各施設管理者	危機管理班

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

第2節 地震災害に対応する活動体制

<業務手順>

(1) 警戒体制の活動						
業務実施時期		発災直後 ～ 災害終了				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	地震発生情報等を把握する	1-1 ☐	危機管理班	地震による揺れを感知したときは、市の震度情報をテレビ、インターネット、民間気象情報会社提供情報等で確認する	3-1-29	1-5-1
		1-2 ☐	危機管理班	市域の震度が4のときは、ただちに勤務場所に参集する	3-1-29	—
		1-3 ☐	危機管理班	気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、市長に連絡する	3-1-29	—
2	警戒体制（警戒1号体制）を確立する	2-1 ☐	危機管理班	市域の震度が4のときは、災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、自動参集）	3-1-30	—
		2-2 ☐	危機管理班	市長判断により、警戒体制の確立が決定されたときは、災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、緊急連絡網による電話連絡等で職員の参集が必要な所属長に動員を伝達する）	3-1-30	7-2-1
		2-3 ☐	危機管理班	動員状況を把握する	3-1-30	—
3	情報収集・整理・伝達を行う	3-1 ☐	危機管理班 建設管理班 上下水道総務班	テレビ、インターネット、県土木防災情報システム等の情報をモニタリングする	3-1-30	—
		3-2 ☐	危機管理班	県や周辺市町と連絡調整し、必要な対応を協議する	3-1-30	—
		3-3 ☐	建設管理班 上下水道業務班 下水道建設班 上水道工務班	所管施設を点検し、異常の有無等を把握する	3-1-30	—
		3-4 ☐	建設管理班 上下水道総務班	異常があるときは、危機管理班に報告する	3-1-30	—

風水雪害対策		地震災害対策		大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通	
		3-5 □	危機管理班	収集した情報を整理する		3-1-30	—
4	警戒体制を解除する	4-1 □	危機管理班 建設管理班	整理された情報等をもとに、危機管理監、危機管理課長、建設管理課長、警防課長とが協議を行い、体制の解除を検討する		3-1-30	—
		4-2 □	危機管理班	協議により、警戒体制の解除が決定されたときは、災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する		3-1-30	—
		4-3 □	危機管理班	体制の移行が必要なときは、危機管理監、総務部長、建設部長、消防長に協議を依頼する		3-1-30	—
<関係機関> 気象台 県				<備考> ※1 動員配備基準表 ※2 動員配備体制表 * 地震関係【資料編 P1-5-1 参照】 * 災害対策配備体制招集連絡表【資料編 P7-2-1 参照】			

※1 動員配備基準表

動員	警戒第 1 号	警戒第 2 号	災対第 1 配備	災対第 2 配備	災対第 3 配備
目的	情報収集	避難に備える	中規模災害対応	複数の中規模災害対応	大規模災害対応
体制	警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
配備基準	市域に【震度 4】以上の地震が発生したとき	ア 市域に【震度 5 弱】の地震が発生したとき イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき、または、その他の場合で、危機管理監が、必要と認めたとき	—	市域に【震度 5 強】の地震が発生したとき	市域に【震度 6 弱】以上の地震が発生したとき

※現状の体制で対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※2 動員配備体制表

動員	警戒第1号			警戒第2号	災 対 第 1 配 備	災 対 第 2 配 備	災 対 第 3 配 備	
本部室	危機管理監			危機管理監 本部連絡員	本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員			
	事務局	—			本部事務局長、危機管理班（全員）、 秘書班、総務班（班編成）、公有財産管 理班（班編成）、広報戦略班（課長）			
各所属	—			各支部長 各施設長	病院長 部長付き 各支部長、各施設長			
	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ					
企画振興部	—	※1	※2	□危機管理班（全員） 次の部・班のあらかじめ指定された 職員 □企画班、秘書班、まちづくり推進班、 情報政策班、広報戦略班、人権政策 班、人権・福祉交流会館班 □総務班（班編成）、公有財産管理班（班 編成）、財政班、税務班、債権管理班、 契約監理班、臨時特別給付金班、議 会班、出納・監査班、 □人事班、働き方・業務改革推進班 □生活環境班、ライフサービス班、保 険年金班、清掃センター班 □社会福祉班、障害福祉班、健康推進 班、高齢福祉推進班 □子ども若者支援班、母子保健班、幼 児班、発達支援センター班、幼稚園 保育所班 □観光交流班、エンタテインメント班、 文化財班、文化振興班、スポーツ振 興班 □農林水産班、地域経済振興班、農業 委員会班、 □建設管理班、道路河川班、建築班 □都市計画班、建築指導班、交通政策 班、住宅班 □上下水道総務班、上下水道業務班、 下水道建設班、上水道工務班 □教育総務班、学校教育班、学校支援・ 人権・いじめ対策班、生涯学習班、学 校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図 書館班 □支所・出張所 □左記※1 □左記※2	□危機管理班（全員）	各所属職員の 1/2 程度の職員（係長級 以上の職員を含む） ※4 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 震災時：建設部（全 員）	全員	
総務部	危機管理班（全員）							
	—	※1	※2					
人事部	—	※1	※2					
市民環境部	—	※1	※2					
福祉保健部	—	※1	※2					
子ども家庭部	—	※1	※2					
観光文化スポーツ部	—	※1	※2					
産業部	—	—	※2					
建設部	道路河川班（震災・ 風水雪害時）、建設管 理班（震災・風水雪害 時）のあらかじめ指定 された職員			※2				
都市政策部	都市政策部（風水雪 害時）のあらかじめ指 定された職員			※2				
上下水道部	上下水道部（震災 時）のあらかじめ指定 された職員			※2				
教育部	—	※1	※2					
消防部	警防班（風水雪害 時）のあらかじめ指定 された職員			—	【別に定める「彦根市消防計画（第12章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】			
病院部	—	—	—	□病院事務局班	上記※3に同じ	上記※4に同じ	全員	
避難場所担当 施設管理者	※1 避難場所（土砂災害） ※2 自主避難施設			避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム（震度5強以上）				

- ◎ 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
- ◎ 避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
- ◎ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
- ※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※ 事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
- ※ 特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
- ※ 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒1号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※1 警戒第2号動員班

企画振興部：企画班、秘書班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班
 総務部：危機管理班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班
 人事部：人事班、働き方・業務改革推進班
 市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班
 福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班
 こども家庭部：こども若者支援班、母子保健班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班
 観光文化スポーツ部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班、スポーツ振興班
 産業部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班
 建設部：建設管理班、道路河川班、建築班
 都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班
 上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班
 教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校ICT推進班、彦根城博物館班、図書館班
 消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班
 病院部：病院事務局班

風水害対策		地震災害対策		大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通	
(3) 災害対策本部体制の活動							
業務実施時期		発災直後 ～ 災害終了					
業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	資料編の ページ	
1	地震発生情報等を把握する	1-1 □	全ての班	地震による激しい揺れを感知したときは、市の震度情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で確認する	3-1-29	1-5-1	
		1-2 □	全ての班	市域の震度に応じた配備体制（災害対策本部体制 2 号または 3 号）を確認する	3-1-29	—	
		1-2 □	全ての班	市域の震度が 5 強のときは災対 2 号配備職員、6 弱以上のときは災対 3 号配備職員はただちにあらかじめ定めた参集場所に参集する	3-1-29	—	
2	災害対策本部体制を確立する	2-1 □	危機管理班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により各部・次長に動員を伝達する（勤務時間外は、自動参集）	3-1-31	—	
		2-2 □	全ての班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	勤務時間外の場合は、総務チーム、情報チーム、緊急対策チーム、広報チームからなる緊急初動対策チームを編成する	3-1-31	—	
		2-3 □	人事班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	動員状況を把握する	3-1-31	7-2-2	
3	緊急初動活動を行う	3-1 □	公有財産管理班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	庁舎の安全を確認するとともに、庁舎設備の機能を確保する	3-1-31	—	
		3-2 □	教育総務班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	避難所施設の安全確認を行い、避難所の開設可否を判断し、可能なときは避難所を開設する	3-1-31	—	
		3-3 □	全ての班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	火災、建物、道路、橋りょう、ライフライン、救急救助、避難施設の状況、市有施設等に関する情報を収集し、整理する	3-1-31	7-2-3	
		3-4 □	広報戦略班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	整理された情報をもとに、被害状況、避難に関する事項、市の応急対策実	3-1-31	—	

風水害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
-------	--------	-----------	---------	-------

			別に応じた関係部長に協議を依頼する		
--	--	--	-------------------	--	--

＜関係機関＞ 県	＜備考＞ ※1 初動体制 ※2 動員配備基準表 ※3 動員配備体制表 ＊災害対策配備体制招集連絡表【資料編 P7-2-1 参照】
-------------	--

※1 初動体制

(1) 初動 本市および隣接市町において、大規模な事故災害が発生したとき、またはそのおそれがある場合は、その後の活動を滞りなく実施するため直ちに初動体制を敷き、初期の応急対策を実施する活動体制をとる。 (2) 初期の防災活動の実施 初動応急対策は、次の各号に掲げるとおりとする。 ア 事故情報の収集および伝達に関すること イ 医療・救助に関すること ウ 避難に関すること エ その他必要と認めること また、被害状況に応じて事故災害警戒本部の設置が必要と市長が判断した場合は、速やかに市役所本庁舎 4 階災害対策本部室に事故災害警戒本部を設置する。 (3) 体制 消防長・署長・消防本部・署（初動対応各所属） 危機管理監・総務部長・次長・副参事・危機管理課長・危機管理課員等

※2 動員配備基準表

動員	警戒第 1 号	警戒第 2 号	災対第 1 配備	災対第 2 配備	災対第 3 配備
目的	情報収集	避難に備える	中規模災害 対応	複数の中規模 災害対応	大規模災害 対応
体制	警戒体制	事故災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
配備基準	市および隣接市町において大規模な事故災害の発生を確認したとき	大規模な事故災害による相当の被害や予想されるとき	ア 大規模な事故災害による相当の被害があるとき イ 災害救助法の適用が見込まれるとき		

※現状の体制で対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※2 動員配備体制表

動員		警戒第1号			警戒第2号		災 対 第 1 配 備	災 対 第 2 配 備	災 対 第 3 配 備
本部室		危機管理監			危機管理監 本部連絡員		本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員		
		－			本部事務局長、危機管理班（全員）、 秘書班、総務班（班編成）、公有財産管 理班（班編成）、広報戦略班		本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公 有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）		
各所属		－			各支部長 各施設長		病院長 部長付き 各支部長、各施設長		
		A	B	C					
企画振興部		－	※1	※2	□危機管理班（全員）		□危機管理班（全員）		全員
総務部		危機管理班（全員）			次の部・班のあらかじめ指定された 職員 □企画班、秘書班、まちづくり推進班、 情報政策班、広報戦略班、人権政策 班、人権・福祉交流会館班 □総務班（班編成）、公有財産管理班（班 編成）、財政班、税務班、債権管理班、 契約監理班、臨時特別給付金班、議 会班、出納・監査班、 □人事班、働き方・業務改革推進班 □生活環境班、ライフサービス班、保 険年金班、清掃センター班 □社会福祉班、障害福祉班、健康推進 班、高齢福祉推進班 □子ども若者支援班、母子保健班、幼 児班、発達支援センター班、幼稚園 保育所班 □観光交流班、エンタテインメント班、 文化財班、文化振興班、スポーツ振 興班 □農林水産班、地域経済振興班、農業 委員会班、 □建設管理班、道路河川班、建築班 □都市計画班、建築指導班、交通政策 班、住宅班 □上下水道総務班、上下水道業務班、 下水道建設班、上水道工務班 □教育総務班、学校教育班、学校支援・ 人権・いじめ対策班、生涯学習班、学 校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図 書館班 □支所・出張所 □左記※1 □左記※2		原則として各所属 2名以上の職員（課長 補佐級以上の職員を 含む） ※3 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 震災時：建設部（全 員）		
－		※1	※2						
人事部		－	※1	※2					
市民環境部		－	※1	※2					
福祉保健部		－	※1	※2					
こども家庭部		－	※1	※2					
観光文化スポーツ部		－	※1	※2					
産業部		－	－	※2					
建設部		道路河川班（震災・ 風水雪害時）、建設管 理班（震災・風水雪害 時）のあらかじめ指定 された職員	※2						
都市政策部		都市政策部（風水雪 害時）のあらかじめ指 定された職員	※2						
上下水道部		上下水道部（震災 時）のあらかじめ指定 された職員	※2						
教育部		－	※1	※2					
消防部		警防班（風水雪害 時）のあらかじめ指定 された職員	－		【別に定める「彦根市消防計画（第12章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】				
病院部		－	－	－	□病院事務局班		上記※3に同じ	上記※4に同じ	全員
避難場所担当 施設管理者		※1 避難場所（土砂災害） ※2 自主避難施設			避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム（震度5強以上）				

- ◎ 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
- ◎ 避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
- ◎ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
- ※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※ 事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
- ※ 特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
- ※ 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒1号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※1 警戒第2号動員班

企画振興部：企画班、秘書班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班
 総務部：危機管理班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班
 人事部：人事班、働き方・業務改革推進班
 市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班
 福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班
 こども家庭部：こども若者支援班、母子保健班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班
 観光文化スポーツ部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班、スポーツ振興班
 産業部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班
 建設部：建設管理班、道路河川班、建築班
 都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班
 上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班
 教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校ICT推進班、彦根城博物館班、図書館班
 消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班
 病院部：病院事務局班

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

(3) 災害対策本部体制の活動						
業務実施時期		発災直後 ～ 災害終了				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	災害対策本部体制を確立する	1-1 ☐	危機管理班	市長の判断を受け、決定された配備体制（災害対策本部体制 1 号～3 号）を確認する	3-1-36	—
		1-2 ☐	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、緊急連絡網による電話連絡等で職員の参集が必要な所属長に動員を伝達する）	3-1-36	7-2-1
		1-3 ☐	人事班	動員状況を把握する	3-1-36	7-2-2
2	災害対策本部を設置する	2-1 ☐	危機管理班	市役所本庁舎 4 階災害対策本部室に彦根市災害対策本部を設営する	3-1-36	—
		2-2 ☐	危機管理班	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	3-1-36	7-4-1
		2-3 ☐	危機管理班	災害対策本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-36	3-1-1
		2-4 ☐	広報戦略班	災害対策本部設置について市民に広報する	3-1-36	—
3	災害対策本部を運営する	3-1 ☐	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-36	—
		3-2 ☐	危機管理班	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う	3-1-36	—
		3-3 ☐	危機管理班	災害対策本部会議を開催し、当座の市の対応方針を決定する	3-1-36	—
		3-4 ☐	危機管理班	当座の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	3-1-36	3-1-1
		3-5 ☐	広報戦略班	当座の市の対応方針について、市民に広報する	3-1-36	—
4	災害対策本部を閉鎖する	4-1 ☐	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-36	—
		4-2 ☐	危機管理班	災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の閉鎖を決定する	3-1-36	—
		4-3 ☐	危機管理班	災害対策本部の閉鎖について、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-36	3-1-1

風水害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
-------	--------	-----------	---------	-------

		☐				
4	警戒体制（警戒1号体制）を解除する	4-1 ☐	危機管理班 警防班	整理された情報等をもとに、危機管理監、危機管理課長、警防課長とが協議を行い、体制の解除を検討する	3-1-38	—
		4-2 ☐	危機管理班	協議により、警戒体制の解除が決定されたときは、災害時緊急通報システム、職員災害時メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	3-1-38	—
		4-3 ☐	危機管理班	体制の移行が必要なときは、危機管理監、総務部長、市民環境部長、消防長に協議を依頼する	3-1-38	—

<関係機関> 県	<備考> ※1 動員配備基準表 ※2 動員配備体制表 *災害対策配備体制招集連絡表【資料編 P7-2-1 参照】
-------------	---

※1 動員配備基準表

動員	警戒第1号	警戒第2号	災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
目的	情報収集	避難に備える	中規模災害 対応	複数の中規模災害 対応	大規模災害 対応
体制	警戒体制	原子力災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
配備基準	情報収集事態（フェーズ1）を確認したとき	警戒事態（フェーズ2）を確認したとき	—	施設敷地緊急事態（フェーズ3）を確認したとき	全面緊急事態（フェーズ4）を確認したとき

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※2 動員配備体制表

動員	警戒第1号 (フェーズ1)	警戒第2号 (フェーズ2)	災対第2配備 (フェーズ3)	災対第3配備 (フェーズ4)
本部室	危機管理監	危機管理監 本部連絡員	本部長 副本部長 本部長付き 危機管理監 部長 本部付き 本部連絡員	
事務局	—	本部事務局長、危機管理班（全 員）、秘書班、総務班（班編成）、 公有財産管理班（班編成）、広報 戦略班	本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班 （班編成）、公有財産管理班（班編成）、広報戦略班（課 長）	
各所属	—	各支部長 各施設長	病院長 部長付き 各支部長 各施設長	
企画振興部	—	危機管理班（全員）	危機管理班（全員）	全員
総務部	危機管理班（全員）	次の部・班のあらかじめ指定さ れた職員 □秘書班、まちづくり推進班、広 報戦略班、人権政策班、人権・ 福祉交流会館班 □総務班（班編成）、公有財産管 理班（班編成）、財政班、税務 班、債権管理班、契約監理班、 臨時特別給付金班、議会班、出 納・監査班、 □人事班、働き方・業務改革推進 班 □生活環境班、ライフサービス 班、保険年金班、清掃センター 班 □社会福祉班、障害福祉班、高齢 福祉推進班、健康推進班 □こども若者支援班、母子保健 班、幼児班、発達支援センター 班 □観光交流班、エンタテインメン ト班、文化財班、文化振興班、 スポーツ振興班 □農林水産班、地域経済振興班、 農業委員会班 □建設管理班、道路河川班、建築 班 □都市計画班、建築指導班、交通 政策班、住宅班 □上下水道総務班、上下水道業務 班、下水道建設班、上水道工務 班 □教育総務班、学校教育班、学校 I C T推進班、学校支援・人権・ いじめ対策班、生涯学習班、彦根 城博物館班、図書館班	各所属職員の1/2程度の 職員（係長級以上の職員を含 む） 総務班（全員） 公有財産管理（全員）	
人事部				
市民環境部	—			
福祉保健部	—			
こども家庭部	—			
観光文化スポーツ部				
産業部	—			
建設部	—			
都市政策班	—			
上下水道部	—			
教育部	—			
消防部	警防班			
病院部	—	□病院事務局班	各所属職員の1/2程度の 職員（係長級以上の職員を含 む）	全員

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※2 各部情報統括班

企画振興部：企画班
総 務 部：総務班
人 事 部：人事班
市民環境部：ライフサービス班
福祉保健部：社会福祉班
こども家庭部：こども若者支援班
観光文化スポーツ部：観光交流班
産 業 部：農林水産班
建 設 部：建設管理班
都市政策部：都市計画班
上下水道部：上下水道総務班
教 育 部：教育総務班
消 防 部：消防総務班
病 院 部：病院事務局班

※3 情報の収集・伝達に関する留意点

(1) 災害発生後1時間以内に「被害の有無に関する」情報を第一報として、本部に寄せること。なお、勤務時間外等は、各職員は庁舎等に参集する途中で被害状況の把握・収集に努め、庁舎等到着後速やかに報告することに努める。また、第一報以降については、当日中1時間ごと、2日目以降毎日午前中に「被害の有無に関する」情報その他必要な事項について、報告する。 (2) 緊急な対応を要する被害状況に関する情報および対策上重要な施設の「対策遂行能力」等に関する情報については、未確認情報やデマと判断される情報についても必ず通報する。ただし、この場合「情報源」「未確認であること」「デマと判断されること」を付記する。 (3) 情報連絡・要請等の伝達に当たっては、発信部名、発信者名、発信時刻を必ず明記する。特に市以外の機関・団体に向けたものについては、記載後再度確認し記載漏れのないよう努める。 (4) 重要な情報については、口頭だけでなく、文書（メモ）、電子メール等複数のルートを使って伝達するものとする。特に庁内ネットワークパソコン設置施設・機関等については、これによる情報入力・送信を必ず行う。

業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 火災の発生や人的被害の概況について、調査する	1-1 ☐	警防班 消防署班	通報、現地確認等により、火災の発生や人的被害等を把握する	3-2-2	—
	1-2 ☐	警防班 消防署班	火災の発生や人的被害等の概況を取りまとめ、消防総務班に報告する	3-2-3	—
2 火災の発生や人的被害の概況を取りまとめ、災害対策本部に報告する	2-1 ☐	消防総務班	火災の発生や人的被害の概況を取りまとめる	3-2-3	—
	2-2 ☐	消防総務班	被害概況等の取りまとめ結果を市本部に報告する	3-2-4	—
<関係機関> 消防団			<備考>		

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

(3) 被害情報の報告						
業務実施時期		発災直後 ～ 災害終了				
業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	資料編の ページ
1	被害情報を 収集、整理 する	1-1 □	危機管理班	各部が取りまとめた被災情報を収集する	3-2-4	—
		1-2 □	危機管理班	防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する	3-2-4	—
		1-3 □	危機管理班	各部や防災関係機関等の情報を一元化し、情報の鮮度、質、重要度や緊急度等を分類して情報を管理する	3-2-4	—
		1-4 □	危機管理班	必要に応じて、庁内に被害調査室を設置する	3-2-4	—
		1-5 □	危機管理班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県等に報告が必要な情報を整理する	3-2-4	7-1-85
2	県、消防庁 に被害情報 を報告する	2-1 □	危機管理班 通信指令班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	3-2-5	7-1-85
		2-2 □	危機管理班 通信指令班	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	3-2-5	—
<関係機関> 県 消防庁				<備考> ※1 調査および報告の種類 ※2 被害情報の報告系統 ※3 報告の留意事項 *火災・災害等即報要領【資料編 P7-1-85 参照】 *災害即報事項例示【資料編 P7-1-107 参照】 *災害の被害認定基準【資料編 P7-1-109 参照】 *災害確定報告（第1号様式）【資料編 P7-1-111 参照】		

風水害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
-------	--------	-----------	---------	-------

※1 下水道関係施設

- (1) 管渠、マンホールおよび汚水樹
整備済面積 A=2,489.8ha

管渠延長 L=610.6km
マンホール N=20,783 個
汚水樹 N=45,838 個
(令和7年3月31日時点)

- (2) マンホールポンプ (28 箇所)

〈所在地〉 松原町、中藪二丁目、金亀町、大藪町、中央町、長曽根南町、甲崎町、下岡部町、須越町、小泉町、三津屋町、三津屋町南、外町、平田町、原町、開出今町、稲枝町、高宮町、地藏町、地藏町②、蔵の町団地、八坂町、地藏町南、正法寺町コモンライフ、正法寺町太平タウン、野田山グリーン団地、正法寺町、高宮町南本町

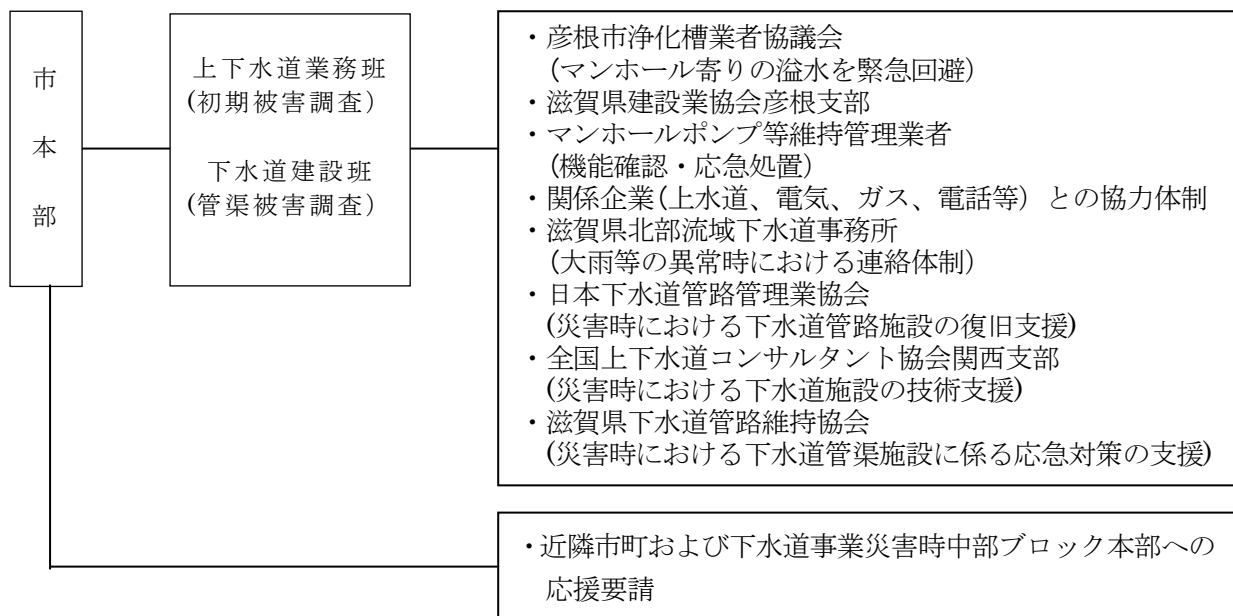
- (3) 雨水排水路スクリーン

〈所在地〉 松原町大洞地区

- (4) 東北部浄化センター (県管理施設)

〈所在地〉 松原町〈処理場〉46.7ha

※2 災害時の組織・連絡体制



風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

(3) 農業集落排水施設の応急復旧						
業務実施時期		1 日後 ～ 災害終了				
業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	資料編の ページ
1	農業集落排水施設の応急復旧体制を確立する	1-1 □	農林水産班	緊急調査、応急調査結果等をもとに、応急復旧の方針を決定する	3-4-4	－
		1-2 □	農林水産班	応急復旧方針にしたがい、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を作成する	3-4-4	－
		1-3 □	農林水産班	上水道等他の占用地下埋設施設の被災状況、応急復旧計画等についてその管理者と相互に連絡調整する	3-4-4	－
		1-4 □	農林水産班	復旧計画にしたがい、民間の排水設備工事店等に協力を求めるなど、応急復旧に投入可能な車両や人員を確保する	3-4-4	－
		1-5 □	農林水産班	必要に応じて、県本部に応援を要請し、応急復旧体制を確保する	3-4-4	－
2	農業集落排水施設の応急復旧を実施する	2-1 □	農林水産班	復旧計画にしたがい、農業集落排水施設の応急復旧工事を実施する	3-4-4	－
		2-2 □	農林水産班	農業集落排水施設の復旧状況を整理する	3-4-4	－
		2-3 □	農林水産班	農業集落排水施設の復旧状況を市本部に報告する	3-4-4	－
		2-4 □	農林水産班	農業集落排水施設の応急復旧にかかった費用を精算する	3-4-4	－
＜関係機関＞ 県			＜備考＞			

風水害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
-------	--------	-----------	---------	-------

(4) ライフライン関係機関との調整						
業務実施時期		1 日後 ～ 災害終了				
業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	資料編の ページ
1	ライフライン施設の被害状況を確認する	1-1 □	危機管理班	ライフライン施設の関係機関と連絡調整し、連絡担当者を相互に決める	3-4-4	2-2-1、 2-3-1～2
		1-2 □	危機管理班	ライフライン施設の関係機関の被害状況を確認し、施設の復旧見込みを把握する	3-4-4	－
		1-3 □	危機管理班	必要に応じて、各サービス所管部・関係機関の実務担当者からなる「彦根市防災会議ライフライン部会」を市本部内に設置する	3-4-4	－
		1-4 □	危機管理班	「彦根市防災会議ライフライン部会」を開催し、ライフライン施設の被害、復旧見込みなどの概況を整理する	3-4-4	－
		1-5 □	危機管理班	ライフライン施設の被害、復旧見込みなどの広報を広報戦略班に依頼する	3-4-4	－
2	ライフライン施設の復旧状況を確認する	2-1 □	危機管理班	ライフライン施設の関係機関から応急対策、復旧状況を把握する（彦根市防災会議ライフライン部会開催時は会議で確認）	3-4-4	－
		2-2 □	危機管理班	必要に応じて、ライフライン施設の関係機関の応急復旧対策に協力する	3-4-4	－
		2-3 □	危機管理班	ライフライン施設の復旧状況などを整理する	3-4-4	－
		2-4 □	危機管理班	ライフライン施設の復旧状況などの広報を広報戦略班に依頼する	3-4-4	－
<関係機関> NTT 西日本（株） 関西電力（株） 大阪ガスネットワーク（株） 滋賀県電気工事工業組合 （一社）滋賀県 LP ガス協会				<備考> ※1 彦根市防災会議ライフライン部会 ＊関係機関の連絡先等【資料編 P2-3-1～2 参照】		

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※1 彦根市防災会議ライフライン部会

- (1) 部会の構成メンバー
- ア NTT西日本（株）滋賀支店設備部長
 - イ 関西電力（株）彦根配電営業所長
 - ウ 大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部長
 - エ 市上下水道部長
 - オ 消防長
 - カ 市総務部長
 - キ 市危機管理監
 - ク 産業部長
- (2) 部会で協議する主な項目
- ア 各ライフラインの被害情報の報告および集約
 - イ 交通規制や被害状況等復旧関連情報の収集
 - ウ 復旧エリアおよび工事スケジュールの調整、優先順位の調整
 - エ その他迅速かつ合理的な復旧関連の情報交換、調整事項

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

3		2-8 ☐	住宅班	必要に応じて、災害公営住宅の建設を判断する	4-1-4	—
		2-9 ☐	住宅班	災害公営住宅の建設を判断したときは、災害公営住宅用地を確保する	4-1-4	—
		2-10 ☐	住宅班	県と協力して、災害公営住宅建設計画を作成する	4-1-4	—
		2-11 ☐	住宅班	国庫補助を受けて、災害公営住宅を建設する	4-1-4	—
	税金や保険料等の減免・猶予を行う	3-1 ☐	税務班 保険年金班 上下水道業務班	法令および条例の規定に基づく、災害時の税金や保険料、水道料金、下水道料金等の減免や猶予に関する条件や手続きを把握する	4-1-5	—
		3-2 ☐	税務班 保険年金班 上下水道業務班	相談体制を確立する	4-1-5	—
		3-3 ☐	税務班 保険年金班 上下水道業務班	法令および条例の規定に基づく、災害時の税金や保険料、水道料金、下水道料金等の減免や猶予に関する広報資料を作成する	4-1-5	—
		3-4 ☐	税務班 保険年金班 上下水道業務班	総合相談窓口内に相談窓口を開設する	4-1-5	—
		3-5 ☐	税務班 保険年金班 上下水道業務班	各種相談、申請を受付ける	4-1-5	—
		3-6 ☐	税務班 保険年金班 上下水道業務班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	4-1-5	—
		3-7 ☐	税務班 保険年金班 上下水道業務班	相談、申請情報を整理する	4-1-5	—
	雇用の安定を確保する	4-1 ☐	地域経済振興班	企業や労働者の被災状況を把握し、災害による離職者の情報を把握する	4-1-5	—
		4-2 ☐	地域経済振興班	雇用の確保対策が必要なときは、県に災害による離職者の状況を報告し、国の対策等を要望する	4-1-5	—
		4-3 ☐	地域経済振興班	県、滋賀労働局等が就職の支援対策を実施するときは、その内容を把握し、情報を整理する	4-1-5	—

風水害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
-------	--------	-----------	---------	-------

		4-4 □	地域経済振興班	県、滋賀労働局等と連携して、被災事業主、被災求職者等に提供する	4-1-5	—
5	被災園児等を保護する	5-1 □	こども若者支援班 幼児班 幼稚園保育所班	子ども・若者総合支援地域協議会の必要性を検討する	4-1-5	—
		5-2 □	こども若者支援班 幼児班 幼稚園保育所班	子ども・若者総合支援地域協議会の開催（メンバー、スケジュール案等）を検討する	4-1-5	—
		5-3 □	こども若者支援班 幼児班 幼稚園保育所班	子ども・若者総合支援地域協議会を開催する	4-1-5	—
		5-4 □	こども若者支援班 幼児班 幼稚園保育所班	子ども・若者総合支援地域協議会の決定事項を推進する	4-1-5	—

＜関係機関＞ 県	＜備考＞ ※1 生活再建に係る資金の支給・貸付 ※2 災害公営住宅の建設基準
-------------	--

※1 生活再建に係る資金の支給・貸付

＊被災者生活再建支援金の支給内容【資料編 P6-2-1参照】 ＊滋賀県被災者生活再建支援制度による支給内容【資料編 P6-2-2参照】 ＊災害弔慰金の支給内容【資料編 P6-2-2参照】 ＊災害障害見舞金の支給内容【資料編 P6-2-3参照】 ＊彦根市災害見舞金の支給内容【資料編 P6-2-3参照】 ＊災害援護資金の貸付内容【資料編 P6-2-4参照】 ＊生活福祉資金の貸付内容【資料編 P6-2-4参照】
--

※2 災害公営住宅の建設基準

(1) 建設対象 ア 地震、暴風雨、洪水その他異常な自然現象による災害の場合 (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。 (イ) 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。 (ウ) 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。 イ 火災による災害の場合 (ア) 被災地全域の滅失戸数が200戸以上のとき。 (イ) 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。 (2) 入居者の選定 次の条件により入居者を選定する。 ア 当該災害により住宅を滅失した世帯 イ 現に住居に困窮していることが明らかな世帯（災害が発生した日から3年を経過する日までの間） (3) 補助義務戸数 災害により滅失した住宅戸数の3割以内（激甚災害の場合5割） (4) 建設費の国庫補助 建設等に要する費用（標準建設費まで）の3分の2
--

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

第3章 公共施設の災害復旧

<業務手順>

(1) 復旧事業の財政対策						
業務実施時期		1 週間後～災害終了				
業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	資料編の ページ
1	経理処理に関する災害時暫定ルールを作成する	1-1 □	財政班	応急対策および復旧対策実施上発生する現金、物品の支出、経理処理に関する災害出納事務担当を配置する	4-3-2	－
		1-2 □	財政班	各部が行う委託契約の支払条件、契約書類、請求書・納品書等の経理処理に関する災害時暫定ルールを検討する	4-3-2	－
		1-3 □	財政班	本部長の承認を受けるなど、経理処理に関する災害時暫定ルールを決定し、各部に検討結果を伝達する	4-3-2	－
2	資金計画を策定する	2-1 □	財政班	応急対策、復旧対策に関する予算の設置、災害関連財政支出の管理、被害総額の集計等の一連の災害財務に関する災害財務統括担当を配置する	4-3-2	－
		2-2 □	財政班	災害応急対策および災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握する	4-3-2	－
		2-3 □	財政班	各部が活用する各種災害復旧事業制度等を把握する	4-3-2	6-3-2～3
		2-4 □	財政班	各種災害復旧事業制度、地方債制度および地方交付税制度等を踏まえ、資金計画を策定する	4-3-2	－
3	復旧・復興財源を確保する	3-1 □	財政班	普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付および起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる	4-3-2	－
		3-2 □	財政班	現行の法制度に基づく事業制度および措置等では十分な対応が図れないときは、国へ特別措置等を要望する	4-3-2	－
		3-3 □	財政班	一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金または地方財務局からの災害応急融資により、必要資金を確保する	4-3-2	－
		3-4 □	財政班	必要に応じて、復興基金を設立する	4-3-2	－
<関係機関> 国 金融機関				<備考> *激甚災害に係わる財政援助措置の対象【資料編 P6-3-2 参照】 *局地激甚災害に係わる財政援助措置の対象【資料編 P6-3-3 参照】		

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

(2) 公共施設の復旧事業の推進						
業務実施時期		1 週間後～災害終了				
業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	資料編の ページ
1	災害申請を行い災害復旧事業の補助を受ける	1-1 □	各施設を所管する班	被災した所管する施設の災害復旧に関する現地調査を実施する	4-3-1	6-3-1
		1-2 □	各施設を所管する班	災害発生後 1 か月以内に災害状況報告書を作成し、県の担当事業課に報告する	4-3-1	—
		1-3 □	各施設を所管する班	災害復旧に係る設計図書（図面、積算書等）を作成する	4-3-1	—
		1-4 □	各施設を所管する班	災害発生後 60 日以内かつ査定前に国庫負担に関する交付申請書を作成し、提出する	4-3-1	—
		1-5 □	各施設を所管する班	災害査定に立会い、現場において被害状況、申請工事内容等必要な説明を行う	4-3-1	—
2	災害復旧事業を実施する	2-1 □	各施設を所管する班	補助事業の適用を受けた被災所管施設の災害復旧事業計画を策定する	4-3-4	—
		2-2 □	各施設を所管する班	災害復旧事業の発注準備を行い、施工業者を決定する	4-3-4	—
		2-3 □	各施設を所管する班	委託した災害復旧事業の進捗管理を行う	4-3-4	—
		2-4 □	各施設を所管する班	災害復旧事業の竣工検査を行い、事業費を精算する	4-3-4	—
＜関係機関＞ 県				＜備考＞ ※1 各施設を所管する班 *災害復旧事業の種類【資料編 P6-3-1 参照】		

※1 各施設を所管する班

公共土木・都市施設：道路河川班、建設管理班、都市計画班、交通政策班 農林水産業施設：農林水産班 水道施設：上水道工務班、上下水道総務班、上下水道業務班 下水道施設：下水道建設班、上下水道総務班、上下水道業務班 公営住宅：住宅班 医療施設：健康推進班、病院事務局班 社会福祉施設：社会福祉班、高齢福祉推進班、幼児班、こども若者支援班、障害福祉班、幼稚園保育所班 学校教育施設：幼稚園保育所班、教育総務班、学校教育班 社会教育施設：生涯学習班、文化振興班、学校教育班、図書館班、文化財班、彦根城博物館班 環境衛生施設：生活環境班、清掃センター班 文化財施設：文化財班
